小規模個人再生による再生手続廃止

平成２０年（再イ）第１００３号

福岡市南区老司１丁目４番19号

再生債務者　福島　洋二

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成21年７月23日

福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成１９年（再イ）第６１１号

札幌市北区新琴似８条６丁目４番13号　川村マンション

再生債務者　斉藤　啓一

1　決議に付する変更再生計画案　平成21年６月23日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成21年８月21日まで

平成21年７月24日

札幌地方裁判所民事第４部

平成１８年（再イ）第３０号

北海道北斗市七重浜５丁目13番９号

再生債務者　吉村　雅人

1　決議に付する変更再生計画案　平成21年７月21日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成21年８月13日まで

平成21年７月23日　　函館地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第９号

さいたま市南区曲本４丁目14番23号　ブルーハイツ101

再生債務者　松園　勝喜

1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年８月14日まで

4　一般異議申述期間　平成21年８月28日から平成21年９月４日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第４２号

大阪市北区中津３丁目29番27―805号

再生債務者　田中　英司

1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年８月21日まで

4　一般異議申述期間　平成21年８月24日から平成21年９月７日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１３号

堺市中区深井沢町279番地１　シャルマンフジ泉北深井403号

再生債務者　松岡　行宏

1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年８月21日まで

4　一般異議申述期間　平成21年８月28日から平成21年９月11日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１号

愛媛県西予市宇和町伊崎440番地２

再生債務者　大塚　義導

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月21日まで

平成21年７月23日

松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（再ロ）第９号

千葉県船橋市海神町３丁目119番地14　海神コーポ712号

再生債務者　狩野　文友

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月10日まで

平成21年７月24日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第８号

福岡市東区美和台３丁目36番27―101号

再生債務者　小野　亮治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月12日まで

平成21年７月22日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１号

鳥取県倉吉市越中町2145番地

再生債務者　山本　和枝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月17日まで

平成21年７月27日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（再ロ）第３号

山口市吉田3083番地　Ｃ３―302号

再生債務者　山寺　裕子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月24日まで

平成21年７月27日　　山口地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第２号

北海道旭川市春光４条６丁目４番５号　フロンティア春光101号

再生債務者　西本　孝由

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月27日　　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第２２号

大阪府高槻市北昭和台町４番９号

再生債務者　田中　基義

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月24日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再ロ）第４５号

福岡県春日市惣利３丁目52番地

再生債務者　安藤　雅史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月23日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第４号

北海道旭川市春光４条８丁目５番５号

再生債務者　沓澤　光明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月27日　　旭川地方裁判所民事部

会社関係

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十一年九月十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年七月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　北海道新聞

掲載の日付　平成二十一年七月二十四日

掲載頁　三十一頁

（乙）掲載紙　十勝毎日新聞

掲載の日付　平成二十一年七月二十五日

掲載頁　一二頁

平成二十一年八月四日

北海道河東郡上士幌町字上士幌東一線二三〇番地　（甲）株式会社内海工業

代表取締役　内海　正敏

北海道河東郡上士幌町字上士幌東一線二一二八番地　（乙）株式会社北海道ＥＴバイオ

代表取締役　内海　みどり